

訴えの提起について

下記のとおり訴えの提起をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年6月3日 提出

霧島市長 前田 終止

記

1 訴訟の相手方（被告となるべき者）の住所及び氏名

亡****相続人

住 所 不明

氏 名 ** ***

2 訴訟の趣旨

被告に対し、本件土地について、昭和35年3月31日時効取得を原因とする、所有権移転登記手続をせよとの判決を求める。

（提案理由）

旧牧園町から霧島市牧園町高千穂3615番17畑843㎡、同所3615番61畑777㎡、同所3615番63畑1,122㎡の土地の権利を承継した霧島市は、当該土地の登記名義人の法定相続人12人に対し所有権移転登記手続を求めたが、相続人の1人である****の住居所が不明なので、上記土地を昭和35年3月末までに引き渡しを受けていることから取得時効を援用し、所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものである。

概要

1 事件の種類 所有権移転登記手続請求事件

2 訴訟の相手方（被告となるべき者）

亡****相続人

住所 不明

氏名 ** ***

3 事件の概要

旧牧園町は、昭和35年2月農村センター用地として、霧島市牧園町高千穂3615番17畑843㎡、同所3615番61畑777㎡、同所3615番63畑1,122㎡を、当時の実質的所有者から買い受けたが、当該土地の登記名義は亡****であり、所有権移転登記手続が行われなかった。

旧牧園町は、昭和35年3月までに土地の引渡しを受けて占有を開始し、この土地を鹿児島県に貸与し、鹿児島県から返還を受けた後も現在まで占有している。

旧牧園町から上記土地の権利を承継した霧島市は、上記登記名義人の法定相続人12人に対し所有権移転登記手続を求めたが、相続人の1人である****の住居所が不明なので、取得時効を援用し、所有権移転登記手続を求めるものである。

4 訴訟遂行上の方針

訴訟において上記請求が容認されないときは、上訴するものとする。

5 訴訟代理人

市長が委任した者とする。